

令和5年度

社会福祉法人南国市社会福祉協議会
事業計画書

令和5年度 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 事業計画書

目 次

I. 基本方針 重点方針	1
II. 法人事業（全体）	
1 法人運営事業	2
2 地域福祉活動の推進	2
3 総合的な相談支援体制	2
4 障害者支え合い事業	3
5 リフトカー運行事業	3
6 共同募金事業	3
7 社会福祉センター運営事業	3
8 福祉団体事務局等	3
9 子どもの育ちを支える保育園	3
10 高齢者総合相談窓口	3
III. 実施計画（各所属）	
1 総務課 総務係	4
2 地域福祉課 地域福祉推進係	5
(1) あったかふれあいセンター	
3 地域福祉課 あんしん生活サポートセンター	9
(1) 日常生活自立支援事業	10
(2) 生活福祉資金貸付事業	11
(3) 生活困窮者自立支援事業	12
(4) 生活困窮者家計改善支援事業	13
(5) 生活困窮者就労準備支援事業	14
(6) 権利擁護センター事業	15
4 長岡東部保育園	16
5 岡豊保育園	20
6 地域包括支援センター	24
(1) 一般介護予防事業	24
(2) 地域介護予防活動支援事業	25
(3) 包括支援事業	26
(4) 在宅医療・介護連携推進事業	28
(5) 生活支援体制整備事業	29
(6) 認知症総合支援事業	29
(7) 介護予防サービス計画作成事業	30
(8) ふれあい給食事業	30
(9) なんこくいきいきポイント事業	31
(10) フレイル予防事業	31

令和5年度 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 事業計画書

【基本方針】

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式は大きく変化しており、物価の上昇、不安定な雇用により生活に困難を抱える世帯の急増や、地域で展開されてきた交流活動の中止、支え合いや助け合い活動の取り組みが困難になるなど、不安を抱える世帯が増加する状況となっています。国においては、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築を目指しており、相談支援や社会参加支援、地域づくり支援を進めることにより、複雑化した生活課題を包括的に対応することを目指しています。また、社会福祉法人としてのガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保、財務規律の強化並びに地域における公益的な取り組みを推進するなど、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことが引き続き求められています。

このような情勢を踏まえ本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、関係機関や地域組織、団体とともに、持続可能な地域社会の創造に向けて、積極的に取り組んでまいります。

本年度も南国市と共同で策定した「第3次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画 みんなアで進める“なんこく地域福祉プラン”」に基づき、地区社協が作成する「地区別わたしのまちの福祉プラン」とも協働して着実に実施していきます。また、地域住民を会員とする社会福祉法人として住民参加による福祉のまちづくりを推進するために地域の福祉ニーズの把握、総合相談対応・つなぎ・支援、ボランティア活動への支援、行政機関、福祉団体、社会福祉事業者などとの連携強化に努めます。

【重点方針】

1. 市民参加・協働による地域福祉の再構築

- 地域福祉活動計画を基に地域住民、地区社協、民協、自治会、公民館、ボランティア及び市民活動団体・福祉団体、福祉施設、行政等、地域のあらゆる団体、組織との相互理解と協働によって、市民参加型の福祉社会の再構築に努めます。

2. 地域における自立生活支援と利用者本位の福祉サービスの実現

- 地域において誰もが地域社会の一員として尊厳をもち、安心して生活ができるよう、自立生活への支援と利用者本位の福祉サービスの実現に努めます。

3. 地域に根ざした福祉活動の推進

- 地区社協、民生児童委員等との連携を強化し、地域福祉ニーズの把握と支援体制の充実を図る等地域に根ざした福祉活動の推進に努めます。

●法人運営事業

社会福祉法人である社会福祉協議会の運営にあたっては、執行機関である理事会、議決機関である評議員会を開催し、公明な法人運営に努めるとともに、監事による監査を実施し、事業の適正な運営、経営に努めます。理事会・評議員会及び監事の研修に取り組み、社会福祉協議会の組織の充実を図ります。また、18地区社協の地域福祉の充実、活性化を促進し、地区社協組織と連携していきます。そして、地区社会福祉協議会を中心に全戸会員制の促進、賛助会員、団体特別会員の勧誘を図り、善意の寄付行為の普及等、自己財源確保に努めます。

住民の期待に応え、信頼される民間組織としての基盤づくりを促進し、職員の専門性を研修等でより高め、育成等に積極的に取り組みます。また、働き方改革関連法に基づき職員が安心・安全に業務できるよう、魅力ある職場環境づくりに努めます。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 会計監査・業務監査・決算監査の実施
- 関係機関との協働並びに諸団体との連携
- 職員勉強会、研修会の実施
- 広報活動：広報誌「まんてん」の発行及びホームページ等情報ツールの管理
- 社会福祉協議会会員の募集
- 社会福祉協議会総会の開催
- 南国市社会福祉大会の開催
- 社会福祉法人地域における公益的な取り組み 他

●地域福祉活動の推進<地域福祉課 地域福祉推進係>

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる南国市の実現のために、地域住民が主体的に考え、積極的に参加できる福祉のまちづくりができるよう、地域福祉の啓発を進めていきます。

- 第3次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理
- 「地区別わたしのまちの福祉プラン」の策定協力、活動協力
- ボランティア活動の推進
- 福祉教育の推進、体験学習教室等の開催、並びに福祉施設との協働
- 福祉活動推進校との連携
- 地域福祉フォーラム「関嬉扇」の開催
- 職員地域担当制調整 他

【市委託事業】

- あったかふれあいセンター事業

●総合的な相談支援体制<地域福祉課 あんしん生活サポートセンター>

年齢や障害の有無にかかわらず、制度の狭間や世帯の課題などの複合的、横断的な課題も含めて包括的に受け止め、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門職としての知識を高めていくことに努めます。そのためにも日頃から多機関との連携を意識し、相談体制づくりに努めます。

- 総合相談事業
- 法人成年後見人事業
- 困窮フォーラムの開催 他

【県社協委託事業】

- 日常生活自立支援事業
- 生活福祉資金貸付事業

【市委託事業】

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者家計改善支援事業
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 権利擁護センター事業

●障害者支え合い事業

【市受託事業】

障害者（児）を地域の介護者で支え、介護協力を有償で実施します。

●リフトカー運行事業

【市受託事業】

在宅の車椅子等を使用している身体障害者（児）に対しリフト付ワゴン車を運行し、その移送交通手段を確保し、身体障害者の積極的な社会参加を促進します。

●共同募金事業

赤い羽根共同募金の趣旨徹底と目標額達成、並びに配分金の効果的活用を考えていきます。

歳末たすけあい募金は独居高齢者等に歳末おせち・ヤクルト訪問の実施をします。

南国市共同募金委員会事務局

●社会福祉センター運営事業

社会福祉の向上のため施設を提供し、市民の社会福祉に対する理解、協働性、連帯性を推進するための中核施設として、また、ボランティア活動の拠点施設として運営をします。

●福祉団体事務局、活動への協力、連携強化

○南国市民生児童委員協議会事務局

住民参加の取組みによる地域福祉の向上が図られるなか、民生・児童委員はその活動の中核としての役割を確認し、地域の特性に即した支援活動が展開できるよう協力する民生児童委員134名（主任児童委員11名）

○南国市老人クラブ連合会事務局

○南国市身体障害者協議会事務局

○南国市手をつなぐ育成会事務局

○社会福祉法人地域における公益的な取り組み（しゃこう連）事務局

●子どもの育ちを支える保育園<長岡東部保育園><岡豊保育園>

子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを支えています。

●高齢者総合相談窓口<地域包括支援センター>

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが介護だけでなく、医療、保健などさまざまな領域の関係機関と連携し、高齢者の生活課題に対応していきます。

●その他本会の目的達成のための事業の実施

【 総務課 総務係 】
令和5年度 事業計画

【基本目標】

法人運営、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上などその後も変遷する新体制の整備に努めてまいります。

(重点方針)

1. 財政運営の執行管理

会計基準の改正に伴う新財務諸表の確立、内部統制に努めます。また、事務経費の節減や財政調整などによる歳出削減を図りながら、財政の執行管理に努めます。

2. 職員の資質向上を進める研修の実施

職種・事業所単位の内部研修や外部研修への参加と伝達研修、接遇等これまでの研修内容を検証して効果的に実施します。

3. 労働安全衛生部門の点検と改善

職員の健康管理や事業のリスク管理等の観点から、仕事と家庭のライフワークバランスの考え方を基本として、メンタルヘルス対策に重点を置いた労働環境の点検を行い、働きやすい職場づくりに向けた改善を図ります。

4. 特定個人情報取り扱いの徹底

個人はもちろん組織として、特定個人情報等の紛失、改ざんおよび漏洩等を防止するために、組織的・人的・技術的な安全管理策を必要かつ適切な措置を講じて、特定個人情報等を適切に管理いたします。

●その他

<普及宣伝>

○社協会員の募集

住民の皆さまとともに地域福祉活動をすすめていくため、多くの市民、企業、学校、団体の方々に会員となっていただき、さらなる事業の充実を図りたいと考えております。

お寄せいただく会費は社協の福祉事業等の貴重な財源となります。職員の「社協活動の見える化」の意識の醸成を図り、会員となって共に「ふくし」を考えていただける方、活動を支えてくださる方を増やしていくよう努めます。

○広報紙「なんこく社協だより まんてん」を年6回（18,650部）発行【全戸配布】

○寄付の受付

皆さまからのご寄付（善意）は、社協会費と同様に地域福祉活動を実施するための貴重な財源となります。法人の広報を行い、賛同していただける方からの寄付の受付を行います。

【 地域福祉課 地域福祉推進係 】 令和5年度 事業計画

【基本目標】

地域福祉推進係では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる南国市の実現のために、地域住民が主体的に考え、積極的に参加できる福祉のまちづくりができるよう、地域福祉の啓発を進めていきます。

「地域の中で困りごとのある方」と「地域福祉活動者」をつなぐコーディネート業務や相談・地域福祉活動者の「こんなことがやってみたい!」という願いを実現に結びつけるための情報提供を行っていきます。

【南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画の活動実施】

第3次南国市地域福祉計画、地域福祉活動計画を基に地域福祉活動の推進に努めます。また、住民と協働して地域福祉についての活動をしていくことにより、地域のニーズを明らかにするだけでなく、住民自らが解決に向けた活動に取り組むことができるように支援していきます。

【地区別わたしのまちの福祉プラン策定】

(目的)

地域の人と人とのつながりが希薄になってきている社会状況において、今後は生活に課題を抱える人が多くなってくると予想されます。住民だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、地区ごとに地域福祉活動計画策定し、支え合えるまちづくりを目指します。

(重点方針)

地区社協への働きかけ

(内容)

地区社協において座談会実施

地区別わたしのまちの福祉プラン作成

【あったかふれあいセンター】

(目的)

子どもから高齢者、障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりのため、制度の隙間にある方を対象とし南国市ならではの地域課題のニーズを効果的、効率的に発見していく仕組みづくりと支え合い活動を推進することを目的に実施します。

(重点方針)

『あんしんつながるたえないかたち』に基づく事業展開。

1. 地域の特性を活かした拠点機能の整備
2. 課題解決に向けて、行政や関係機関等との連携を深めていく。

→あったかふれあいセンター事業推進会議 毎月第3金曜日 10:00～11:00

あったかふれあいセンター運営委員会 年2回開催

南国ネットワーク連絡会参加 年4回開催

(内容)

- 拠点機能 制度の隙間の方を対象とした居場所や相談場所、就労等の機能を持つ拠点の提供
※年末・年始、祝日は休館

月 Morito Room (ひきこもり+ニート)

火 個別支援 (伴走型支援の展開)

水 つぐみアカデミー

独居高齢者の集い

木 Morito Room (ひきこもり+ニート)

金 独居高齢者の集い

土 子どもの学習支援

日 子どもの学習支援

- 集い機能 地域住民主体の『誰でもが気軽に、いつでも自由に過ごせる居場所』の提供

◎明見サロン

日時：第3水曜日

場所：明見公民館

◎下野田サロン

日時：月1回 第3木曜日

場所：下野田公民館

◎ゆうハウス

日時：毎月20日

場所：南国市三島 個人宅

- 預かる 必要な時の一時預かり

- 送 る 必要とする利用者の送迎を実施

- 交わる 他施設や団体、参加者以外の地域住民との交流

- 訪 問 参加者や地域住民の見守り・相談活動などのために訪問を実施

※定期的（送迎と併せて実施）又は必要に応じて

※他機関との連携

- 相談 参加者等や、地域住民からの福祉サービスに関すること、あるいは日常生活で困りごとや気にかかることなどの相談に応じる

※相談から早期に判断してつなぐ

※他機関との連携

- つなぎ 拠点活動や相談・訪問活動等によって発見された生活課題を行政や地域包括支援センター、専門機関や民生児童委員・地域住民等につなぎ、連携して必要な支援を実施

- 生活支援 地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりをコーディネート、サービスの提供、地域での支え合い仕組みづくりなどの事業を実施

※他機関との連携

- 学ぶ 参加者・地域住民を対象とした講座・研修会（健康・介護予防等）やボランティアに対する研修等を実施

◎拠点にて対象に応じて学ぶ場の提供

例(予定)

- ・当事者の話し(Morito Room)
- ・就労準備セミナー(就労支援)
- ・工場見学(子どもの学習支援)・福祉教育(子どもの学習支援)
- ・南国青年会議所と連携した就労体験

◎つぐみアカデミー(地域の担い手育成)

※過去実施例(他機関、企業との連携にて提供いたします)

- ・スマートフォン教室・国分寺エリア巡り・救命講習
- 他全8講座

○情報共有、交換の場づくり

※ あったかふれあいセンターの運営や利用者・生活支援などで関わる方達への支援について、福祉事務所や関係機関、関係者から助言をもらい推進を行う。また、地域住民の情報共有、交換も行う。

- ・あったかふれあいセンター推進会議
 - ：毎月1回
 - ：個別ケースなどを検討
- ・あったかふれあいセンターネットワーク推進会議：随時
 - ：情報共有・協議の場（運営や個別ケースなども検討）
- ・あったかふれあいセンター運営委員会（年2回）
 - ：参加者・専門職との情報共有・協議の場

【福祉教育事業】

(目的)

『ふだん』の『くらし』の『しあわせ』について考えられる機会を提供し、自分自身のことだけでなく、周りに目を向け、学ぶことができる福祉の人材作り、各種体験から地域共生社会が考えられるきっかけになることを目的に実施します。

(重点方針)

学校や地域への働きかけ

(内容)

福祉教育実施時において地域住民の参画
地域住民に向けての研修会の実施
福祉教育実施内容の広報

【ボランティアセンター事業】

(目的)

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域福祉を担う人(ボランティア)の発掘と強化に努め、ボランティア各個人が自己実現できるように支援し、また活動の場が広がるようにすることを目的に実施します。

(重点方針)

- ・活動者の発掘
- ・ボランティア活動者への支援
- ・ボランティア活動先の開拓

(内容)

- ・ボランティア活動者へ情報提供、情報発信
- ・ボランティアニーズの抽出
- ・なんこくボランティアDAY開催
- ・災害ボランティアセンター研修会

○南国青年会議所との連携・協力

南国青年会議所との災害ボランティア活動支援に関する協定に基づいて、連絡会を定期的を開催し、連携・協力します。また、地域福祉に関する各種研修に参加し合うなどの平時からの人材育成にも努めます。

○地域福祉フォーラム「関嬉扇」の開催

地域福祉に関する講話や実際に地域で活動されている方のお話をとおして、南国市の皆さんが自分の地域で、「安心して暮らしつつけられる地域づくり」や「関係・つながり」について改めて考えることを目的に開催します。

【 地域福祉課 あんしん生活サポートセンター 】

令和5年度 事業計画

【基本目標】

あんしん生活サポートセンターは、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、対象者を年齢や障害の有無によって決めず、個別支援から地域づくりを行います。また、他機関多職種とのさらなる連携や協働を進め、相談体制の充実を図っていきます。

【総合相談事業】

(目的)

地域の方々が、あんしんして生活できるように、日常生活で困っていることについて相談を受け付け、適切な援助や問題解決の糸口が見つけられるようにすることを目的に実施します。また、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO 団体等との連携・協働することで住民の皆さんが安心した生活がおくれるよう支援することを目的とします。

(重点方針)

1. 地域の方に開かれた相談窓口

地域の相談窓口として住民の皆さんが気軽に相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

相談を真摯に受け止め、適切な援助を行います。

2. 秘密保持

相談者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

3. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している相談者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、相談者を支える力強い相談支援の網の目をつくっていきます。

4. 地域福祉の推進

地域において支援を必要とする相談者の方々の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して、相談者に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

5. 職員のスキル向上

相談者の個別的かつ多様なニーズに応え、相談者の自立支援を支えていく上では人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【法人成年後見人事業】

(目的)

地域で生活する認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など自分で十分な判断をすることができなくなった方の、財産の引取りなどの契約や各種手続きを行う時に、一方的に不利な契約を結ばないよう支援することを目的として事業を実施します。それにより適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、本人の権利や財産を守り安心した生活が送れるようにします。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

3. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

4. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

5. 職員のスキル向上

利用者の個別かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【日常生活自立支援事業<福祉サービス利用援助事業>】

(目的)

地域で暮らす、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が安心して日常生活が送れることを目的とし、利用者への適切な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行います。また、自身での預金通帳や大事な書類の管理に不安がある方への保管サービスなどの支援を行います。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

3. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

4. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

5. 職員のスキル向上

利用者の個別かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【生活福祉資金貸付事業】

(目的)

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とし実施します。本事業は高知県社会福祉協議会が実施主体となり、南国市社会福祉協議会が窓口となっており、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金等の貸付けを行います。

本年度から高知県社会福祉協議会からの新たな委託による、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等特例貸付の借受人等に対するフォローアップ支援（償還支援）の体制を整備し、事業を実施、展開していきます。

(重点方針)

1. 相談体制

支援を必要とする方が適切に援助を受けることができるような相談体制を構築します。

2. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

3. 民生委員や生活困窮者自立支援事業との連携

相談者への継続的な援助を目的とし、民生委員との連携を行います。また、貸付けの内容によっては生活困窮者自立支援事業との連携が必須となっており、包括的な相談支援を継続的に行うことで自立の促進を図ります。

4. 地域福祉の推進

利用者の課題などを解決することにより、社会参加の促進をします。それにより地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者に結びつけたり、新たなサービスを開発したりすることを目指します。

5. 職員のスキル向上

利用者の個別かつ多様なニーズに応え、自立した生活を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【生活困窮者自立支援事業】

(目的)

生活に困窮している人に対し、生活保護の受給に至る前の段階で、自立に向けた支援をおこなうことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的とします。

〈自立相談支援事業〉

(目的)

地域で生活する困窮状態にある方に対し、その状態が解消できることを目的に実施します。自立相談支援事業については、本人の内面からわき起こる意欲や想いを主役に、本人の自立のためのプラン作成を利用者と一緒に行っていきます。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

アウトリーチを積極的に行い、地域で孤立する困窮者に対して積極的な働きかけを行います。

また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. ひきこもり、ニートなど複雑になっている福祉課題

十分な制度化されていない、新しい福祉課題について積極的に関わり適切な支援が受けられるように推進します。特に、ひきこもりやニートの問題においては早期に発見し、早期に社会参加が出来るように支援をします。

3. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

4. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

また、市との協働体制の強化となんこくネットワーク連絡会の連携強化に努めます。

5. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

6. 職員のスキル向上

利用者の個別かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

〈家計改善支援事業〉

(目的)

地域で生活する困窮状態にある方に対し、その状態が解消できることを目的に実施します。家計相談支援事業については、相談者自身の当面の家計の問題を解決しつつ、再びそのような状態にならないよう、相談者自身が家計を把握し、見通しを持って備えられるようになることを目的に実施します。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

アウトリーチを積極的に行い、困窮者に対して積極的な働きかけを行います。

また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. アウトリーチの徹底

来所型の相談はもちろん地域での講習会の開催や、相談会の実施を行います。また、相談者には訪問を積極的に行い環境因子も含めた総合的な支援を行います。

3. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

4. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

5. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

6. 職員のスキル向上

利用者の個別的かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

〈就労準備支援事業〉

(目的)

地域で生活する困窮状態にある方に対し、その状態が解消できることを目的に実施します。就労準備支援事業については、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することを目的に実施します。

(重点方針)

1. ニーズ把握と相談体制

地域住民や関係機関との連携等により、支援を必要とする方のサービス利用を推進します。

アウトリーチを積極的に行い、困窮者に対して積極的な働きかけを行います。

また、支援を必要とする方が幅広く相談できるように、社協便り「まんてん」やホームページ等で広報を行います。

2. ひきこもり、ニートなど複雑になっている福祉課題

十分な制度化されていない、新しい福祉課題について積極的に関わり適切な支援が受けられるように推進します。特に、ひきこもりやニートの問題においては早期に発見し、早期に社会参加が出来るように支援をします。

3. 企業との連携

雇用の機会を確保や、訓練の場を相談者に積極的に提供する為に、企業との連携をより一層図ります。それにより、相談者が一般就労に向けた準備をより手厚くすることができ、自立が促進できる環境をつくっていきます

4. 秘密保持

相談者や利用者の秘密や個人情報について、特別な事項（生死に関わること等）を除き同意なしには第三者に提供しません。

5. 他機関他職種との連携

立場や役割の異なる複数の機関が問題に直面している利用者のサポートを共通目的のもとに、連絡や協力を行います。それにより多様な人や機関と積極的につながり合うことで、利用者を支える力強い支援の網の目をつくっていきます。

6. 地域福祉の推進

利用者の生活圏域や人間関係等、環境面を重視した援助活動を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、利用者結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度等の調整をしたりすることを目指します。

7. 職員のスキル向上

利用者の個別的かつ多様なニーズに応え、日常生活の自立支援を支えていく上では、人材育成が必要不可欠です。研修によって一人ひとりの職員の成長を促し、職員の専門性や実践力が向上するだけでなく、業務改善への意識が強まり、組織の活性化を図ります。

【権利擁護センター事業】

(目的)

認知症や精神・知的障害があり、判断能力が不十分なために成年後見制度を必要とする人が、地域で安心した生活を送ることができるように、成年後見制度など権利擁護事業の利用促進や支援体制強化を図ること等を目的とする。

(重点方針)

1. 権利擁護に関する広報・啓発

情報発信、研修、講演会の開催等、住民や関係機関の職員等を対象に権利擁護に関する幅広い広報・啓発を行います。

2. 関係機関と連携した個別支援

権利擁護に関する相談に応じ、個別支援を行います。また、内容によっては地域福祉・高齢者・障害者に関する他の事業との連携を行い、必要に応じて関係機関、団体と調整し適切な援助に努めます。

3. 成年後見制度の利用促進に関する取り組み

住民や福祉従事者等からの成年後見制度に関する相談に応じ専門相談を活用しながら関係機関と連携して支援を行います。

4. 福祉・医療従事者に向けた関係機関と協働の人材育成

福祉・医療の従事者等が成年後見制度や虐待等の権利擁護支援に関する理解を深めるための研修会を実施します。

5. 弁護士等による専門相談会の開催

成年後見制度や虐待等権利擁護に関する弁護士や司法書士等の専門相談を実施し、関係機関と協力しながら問題解決に向けた支援を行います。

【 長岡東部保育園 】 令和5年度 事業計画

【基本目標】

1. 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場所となるよう目的をもち保育を行う。
2. 目的を達成するために、専門性を持つ職員が家庭との綿密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
3. 入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域と連携を図りながら、入所する保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援なども行う。
4. 資格職にふさわしく、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるよう、倫理観に裏打ちされた専門的知識、技術及び判断をもって保育を行う。
5. 保育園全体の保育の質の向上を図るため、職員一人ひとりが、保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り協働性を高める。
6. 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め喜びと意欲をもって保育にあたる。

(重点方針)

1. 保育方針
一人ひとりの子どもを認め、全面発達を保障する。
2. 保育目標
自然の中でのびのびと活動し、健康な心身を培う。
3. めざす子ども像
 - ①知 育 (知性)
●自分でよく考え、豊かな心をもった子ども。
 - ②徳 育 (社会性)
●仲間を大切にしていける子ども。
●基本的な生活習慣を身につけた子ども。
 - ③体 育 (健康)
●健康で丈夫な身体を持ち、みんなのために働ける子ども。
 - ④食 育 (給食)
●食にかかわる体験を積み重ね食べることを楽しみ食事を楽しみ合う子ども
●3歳児からの完全給食を実施する

(保育園の概要)

1. 名 称 長岡東部保育園
2. 所 在 地 南国市下末松233番地
電話番号 088-864-2357
FAX 088-803-5100
3. 運営主体 社会福祉法人南国市社会福祉協議会
南国市日吉町2-3-28
電話番号 088-863-4444
FAX 088-863-4445
4. 利用定員 120人 保育実施予定人員
内訳 0歳児 15名 3歳児 23名
1歳児 18名 4歳児 24名
2歳児 20名 5歳児 20名
5. 職員定員 20人(臨時職員6人含み、別にパート9人)
6. 環 境

市中心部よりやや北部に位置し、静かな田園地帯にあり、自然に恵まれた環境で、散歩や園外保育を多く取り入れています。

園舎は、1998年に現在の地に移転改築(全室冷暖房完備)しており、暖かな木造建築で、明るく広々としていて、子どもたちはのびのびと元気に過ごしています。

(保育事業の概要)

1. 入所できる年齢 6ヶ月児から就学前の児童
2. 保育時間

①保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時20分から午後6時20分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の中に延長保育を提供する。

②保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時00分から午後4時00分までとする。

土 午前8時00分から午後4時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間(8時間)の間に延長保育を提供する。

③開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時20分から午後7時00分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

3. 延長保育

保護者の就労時間等で保育時間の延長を希望する場合は、時間を定めて延長保育を実施する。

保育標準時間

18:20～19:00 (月曜から金曜)

保育短時間

7:20～ 8:00 (月曜から金曜)

16:00～17:00 (")

17:00～18:00 (")

18:00～18:20 (")

18:20～19:00 (")

保育短時間

7:20～ 8:00 (土曜)

16:00～17:00 "

17:00～18:00 "

4. 1日の日課

7:20～ 早朝園児受け入れ

8:00～ 園児登園・視診

自由遊び

9:30～ 3歳未満児のおやつ

10:00～ 課業 (年齢別・異年齢で)

11:30～ 昼食準備・昼食・片づけ

12:30～ 昼寝準備・絵本読み・昼寝

15:00～ 目覚め・排泄・着替え・おやつ

16:00～ 降園準備・順次降園

16:20～ 居残り保育開始

異年齢での遊び

18:20～ 居残り保育終了・延長保育開始

19:00 延長保育終了

5. 主な行事 (予定)

4月 ・入園式 ・保護者会総会 ・家庭訪問 ・交通安全指導 ・誕生日会
・防火、防災訓練

5月 ・春の運動会 ・内科検診 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

6月 ・芋苗植え付け ・保育参観日 ・クラス懇談会 ・愛園作業

・プール開き ・尿検査 ・歯科検診 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

7月 ・七夕祭り ・夕涼み会 ・誕生日会 ・防火、防災訓練

- 8月 ・プール参観 ・プール納め ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 9月 ・秋の集い ・お月見会 ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 10月 ・運動会がんばるパーティー ・運動会 ・運動会がんばったパーティー
・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 11月 ・芋掘り ・焼き芋パーティー ・内科検診 ・遠足
・入学前健康診断（年長児） ・保育参観日 ・誕生日会
・防火、防災訓練
- 12月 ・社会見学 ・餅つき ・お店やさん（バザー）
・お店やさん成功パーティー ・クリスマス会 ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 1月 ・どんど焼き ・凧揚げ大会 ・こま回し大会 ・誕生日会
・防火、防災訓練
- 2月 ・ドキドキパーティー ・節分豆まき ・春を呼ぶ会 ・誕生日会
・防火、防災訓練 ・絵画展 ・クラス懇談会
- 3月 ・ひな祭り ・お別れ遠足 ・お別れ運動会 ・誕生日会
・防火、防災訓練 ・お別れパーティー ・卒園式 ・進級式

●その他

①地域交流活動

地域の活動には、積極的に参加し、保育園の行事への参加お誘いもする

②子育て支援の充実

行事以外に月1回定例で、育児・子育て相談を兼ねた、「あそぼう会」を開催する

【 岡豊保育園 】 令和5年度 事業計画

【基本目標】

1. 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場所となるように目的をもち保育を行う。
2. 目的を達成するために、専門性を持つ職員が家庭との綿密な連携の下にこどもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
3. 入所するこどもを保育するとともに、家庭や地域と連携を図りながら、入所する保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援なども行う。
4. 資格職にふさわしく、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるよう、倫理観に裏打ちされた専門的知識、技術及び判断をもって保育を行う。
5. 保育園全体の保育の質の向上を図るため、職員一人ひとりが保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り協働性を高める。
6. 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め喜びと意欲をもって保育にあたる。

(重点方針)

1. 保育方針
一人ひとりの子どもを認め、全面発達を保障する。
2. 保育目標
仲間を大切にし、共に育ちあう。
3. めざす子ども像
友達と仲良く遊び心身共に健康で元気な子ども。
自分の思いや考えを伝えることができる子ども。
年齢に応じた基本的な生活習慣を身につけた子ども。

(保育園の概要)

- | | | |
|----|-------|------------------|
| 1. | 名 称 | 岡豊保育園 |
| 2. | 所 在 地 | 南国市岡豊町八幡922番地1 |
| | 電話番号 | 088-862-0110 |
| | FAX | 088-855-3254 |
| 3. | 運営主体 | 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 |
| | | 南国市日吉町2-3-28 |
| | 電話番号 | 088-863-4444 |
| | FAX | 088-863-4445 |
| 4. | 利用定員 | 120名 保育実施予定人員 |
| | 内訳 | 0歳児 12人 3歳児 23人 |

- | | | | | |
|----|------|-----|-------|-----|
| | 1歳児 | 15人 | 4歳児以上 | 52人 |
| | 2歳児 | 18人 | | |
| 5. | 職員定員 | 19人 | | |
| 6. | 環境 | | | |

市北部の県立歴史民俗資料館の麓に位置しています。
 近くには岡豊山・国分川があり、四季折々の自然に恵まれた静かな
 田園地帯で散歩や園外保育を多く取り入れています。

(保育事業の概要)

1. 入所できる年齢 6カ月児から就学前の児童
2. 保育時間

①保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時20分から午後6時20分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

②保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時00分から午後4時00分までとする。

土 午前8時00分から午後4時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

③開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時20分から午後7時00分までとする。

土 午前7時20分から午後6時00分までとする。

3. 延長保育

保護者の就労時間等で保育時間の延長を希望する場合は、時間を定めて延長保育を実施する。

保育標準時間

18:20～19:00（月曜から金曜）

保育短時間

7:20～8:00（月曜から金曜）

16:00～17:00（ 〃 ）

17:00～18:00（ 〃 ）

18:00～18:20 (〃)

18:20～19:00 (〃)

保育短時間

7:20～ 8:00 (土曜)

16:00～17:00 (〃)

17:00～18:00 (〃)

4. 1日の日課

7:20～ 早朝園児受け入れ

8:00～ 園児登園・視診

自由遊び

9:30～ 3歳未満児のおやつ

10:00～ 課業 (年齢別・異年齢で)

11:30～ 昼食準備・昼食・片づけ

12:30～ 昼寝準備・絵本読み・昼寝

15:00～ 目覚め・排泄・着替え・おやつ

16:00～ 降園準備・順次降園

16:20～ 居残り保育開始

異年齢での遊び

18:20～ 居残り保育終了・延長保育開始

19:00 延長保育終了

5. 主な行事 (予定)

4月 ・入園式 ・保護者会総会 ・家庭訪問 ・誕生日会

・避難訓練

5月 ・内科検診 ・尿検査 ・誕生日会 ・避難訓練 ・春の運動会

6月 ・芋苗植え付け ・保育参観日 ・クラス懇談会 ・愛園作業

・プール開き ・歯科検診 ・誕生日会 ・避難訓練

7月 ・七夕祭り ・夕涼み会 ・誕生日会 ・避難訓練

8月 ・プール参観 ・プール納め ・誕生日会 ・避難訓練

9月 ・秋の集い ・地区敬老会 (年長児) ・誕生日会 ・避難訓練

10月 ・運動会 ・遠足 ・芋掘り ・誕生日会 ・避難訓練

11月 ・焼き芋パーティー ・内科検診 ・避難訓練 ・陶芸教室

・入学前健康診断 (年長児) ・誕生日会

12月 ・社会見学 ・お店やさん ・クリスマス会 ・餅つき

・誕生日会 ・避難訓練

1月 ・どんど焼き ・凧揚げ大会 ・こま回し大会 ・誕生日会

・避難訓練 ・ドキドキパーティー ・記念写真

2月 ・節分豆まき ・春を呼ぶ会 ・誕生日会 ・避難訓練 ・絵画展

・クラス懇談会

3月 ・ひな祭り ・お別れ遠足 ・誕生日会 ・防火パレード

・避難訓練 ・愛園作業 ・お別れパーティー ・卒園式 ・進級式

●その他

①絵本で交流活動

民生児童委員による絵本の読み聞かせに毎月1回来園し子どもたちと交流する。

②地域交流活動

地域の活動には積極的に参加し、保育園の行事への参加お誘いもする。

③子育て支援センターの充実

行事以外に年齢に応じた離乳食実施や保護者の要望を生かした企画会の他、育児・子育て相談を開催する。

サークル活動を通して子育ての輪を広げようとする保護者に対して支援する。

【子育て支援センター にじいろセンターおこう】

【基本目標】

子育て家庭を支援するため、岡豊保育園に「子育て支援センターにじいろセンターおこう」を併設して、育児相談、子育てサークル等の育成、子育てに関する情報提供などを行います。

(重点方針)

地域の子育てを支援するため、子育て家庭の支援活動の企画・育児情報を交換しながら乳幼児の健全育成を図り、明るい交流の場となるよう努めます。

(概要)

名 称	子育て支援センター にじいろセンターおこう
所 在 地	南国市岡豊町八幡925番地1
電話番号	088-862-0110
開所時間	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後2時まで
利 用 料	無料 (未就園児の子どもさんとお家の方)

- ◆地域子育て支援センターは、子育て中の保護者の皆さまを応援します。
- ◆南国市には5ヵ所の子育て支援センターがあり、子どもたちが遊びの中で育ち合い、保護者の方々と交流しながらともに育つ場です。
- ◆未就園児とお家の方ならどなたでも無料でご利用いただけます。
- ◆子育てに関する悩みや相談、どんな些細なことでも一人で悩まず、まず気軽にご相談下さい。

【 地域包括支援センター 】 令和5年度 事業計画

【基本目標】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、また、できるだけ要介護状態にならないように、予防対策から状態に応じた介護・福祉・医療サービス、他にも地域の社会資源を活用した様々なサービスを高齢者の状態に応じて切れ目なく提供する。

地域包括ケアシステム実現に向けて地域の最前線に立つ機関として、地域高齢者の心身の健康保持、保健、医療、福祉の向上、生活安定のための必要な援助、支援を行うことにより、その介護、保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

(1) 【一般介護予防事業】

(目的)

地域において介護予防（フレイル予防）に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指す。また、介護予防の取り組みの充実を図り、いきがいに努める。

(重点方針)

- ・生きがいにと介護予防の推進

介護予防に関する活動の普及・啓発や自発的な介護予防活動の育成・支援を行う。

高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止の促進を目指す。

○介護予防把握事業

(目的)

医療、介護サービスや地域資源、相談窓口につながっていない健康状態不明者について家庭訪問を実施し、対象者の状態に応じて受診勧奨や地域資源等情報提供を行い、介護予防、孤立予防を目的に社会参加を促進する。

(内容)

- ・健診未受診、医療、介護給付実績が確認できない状況不明な高齢者を抽出し、家庭訪問等実施し、健康状態を把握する。
- ・対象者の状態に応じて、必要な相談窓口や支援機関に継続した支援へつなぐ
- ・介護予防に必要な情報提供や受診勧奨、健康相談等を行う。

○介護予防普及啓発事業

(目的)

住み慣れた地域で自分らしく日常生活を送ることができるよう、健康で過ごすための予防行動や社会参

加の重要性について普及啓発し、自主的な介護予防活動を推進していく。

(内容)

- ・各種高齢者の集まりへの介護予防に関する出前講座を開催。
- ・定期的にみんなでごむの木、貯筋運動教室との連携、情報共有を行う。

(2) 【地域介護予防活動支援事業】

○いきいきサークル事業

(目的)

地域の高齢者が介護予防（フレイル予防）の視点を持ち、運動機能維持や住み慣れた地域でのつながりづくりと支え合いを支援する。

(内容)

介護予防（フレイル予防）の観点から地域で活動する住民主体の「いきいきサークル」が、公民館等で週1回以上介護予防活動（いきいきサークル活動）を行う。

いきいきサークルの活動に対する助成金

いきいきサークル参加者数月延べ30名未満・・・3,000円

30名以上・・・5,000円

年1回開催・・・いきいきサークル代表者会

出前講座・・・認知症サポーター養成講座、権利擁護の話、高齢者虐待の話、フレイル予防サークル活動に健康運動指導士やリハビリ等の専門職の派遣

○ボランティア養成派遣事業

(目的)

「高齢者のボランティア活動」に関する普及啓発・支援活動を行い、高齢者の活躍できる場の提供や生きがいづくり、地域課題の解決を図る。

(内容)

- ・活動先の開拓（ボランティアニーズの把握）
- ・新たな活動先に応じたマッチングや調整方法、活動者への継続的なサポート体制の構築
- ・ボランティアに興味のある人材の発掘
- ・ボランティアに関する情報発信

○地域リハビリテーション活動支援事業

(目的)

リハビリテーションの基本理念を介護予防に活かし、多くの高齢の方が「自分のしたい生活を自己管理（セルフマネジメント）できる」ようになることを目指す。

(内容)

- ・市内の介護保険事業所に委託する形での短期集中予防事業のモデル事業を実施する。

- ・短期集中予防事業のモデル事業委託先に対する事前勉強会の実施、並びに実施期間を通じた伴走支援を実施する。
- ・南国市内のリハビリテーション関連職のネットワークを構築し、情報共有や勉強会の実施を行う。

(3) 【包括的支援事業】

(目的)

介護保険法第115条の45第2項及び第3項に規定する包括的支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する。

地域包括支援センターを拠点として、高齢者福祉サービスや介護サービス等について総合的に連続性・一貫性をもって「地域包括ケアシステム」の構築を図る。

(重点方針)

- ・地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、介護だけでなく保健、医療、福祉など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関となる。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の必要人員数の配置及び、地域での介護予防推進のため、リハビリ専門職の配置を維持し、機能強化を図る。

○介護予防ケアマネジメント業務

(目的)

地域住民や民生委員、医療機関等からの相談等から基本チェックリストに該当する方に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として心身の状況、環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行う。

(内容)

- ・高齢者の多様なニーズを踏まえた通いの場として介護保険サービス、その他の多様な資源の提案を行う。
- ・生活支援コーディネーターによる介護サービス以外の資源の情報収集、情報発信を行う。
- ・モデル事業の短期集中予防事業の修了生等による参加の場の検討、創出を行う。

○総合相談支援業務

(目的)

地域の高齢者に関するさまざまな相談に対して、ワンストップ機能を活かし、その相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローしていき、各専門職種間で密に連携した総合的な支援を目指す。

(内容)

- ・地域における関係者とのネットワークを通じて、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行う。

- ・必要に応じて介護サービス等に関する情報提供や相談対応を行い、適切な機関や制度につないでいく。

○権利擁護業務

(目的)

権利侵害を受けている、または受ける可能性の高い高齢者の尊厳を守るために、権利侵害の予防や対応を専門的に行っていく。

(内容)

- ・虐待被害の防止、対応
- ・消費者被害や詐欺の防止・対応
- ・成年後見制度の活用支援
- ・老人福祉施設への措置の支援
- ・南国市消費生活センターと連携して、消費者被害への防止のための支援
- ・地域の住民や事業所、各種団体に対して成年後見制度利用促進や高齢者虐待防止に関する普及・啓発活動として、南国市内、年間12か所を目標として講話を行う。

○包括的・継続的マネジメント業務

(目的)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、主治医と介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、利用者一人ひとりについて様々な職種が連携し、高齢者個々の状況や変化に応じて継続的にフォローアップできる体制を整備する。

(内容)

- ・ケアプランチェック

必要なサービスが提供されるケアプランとなっているか検証し、共に考え、自立支援のためのケアプラン作成を目指すために、ケアプランチェックを実施する。

- ・介護支援専門員連絡会の開催

毎月一回介護支援専門員連絡会を開催し、行政からの連絡事項の伝達や、地域包括支援センターからの広報、介護保険サービス以外の地域の社会資源等の情報提供、介護支援専門員に対する困難事例の検討、対応支援や資質向上に向けた研修会等を実施する。

- ・介護支援専門員への個別支援

困難な問題を介護支援専門員が一人で抱え込まないように、状況を把握し共有するために、必要に応じて同行訪問、カンファレンスへの参加を行う。

○地域ケア会議推進事業

(目的)

介護保険の理念である自立支援の実現

「できる限り在宅で自立した日常生活を継続できる」ことを実現する。

介護保険のケアマネジメントの標準化

効率的な支援方法を共有し、関係者の方向性を統一する。

介護支援専門員等関係者のOJT

介護支援専門員及び介護サービス事業所等関係職員の資質の向上につなげる。

(対象事例)

- 事業対象者、要支援1・2及び要介護1と認定された新規事例
- 初回のサービス提供期間終了時にモニタリング会議
- 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を計画する事例
- 困難事例

(内容)

- ・認知症ケアのアドバイザー、理学療法士、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等のアドバイザーの意見を踏まえながら、①課題整理、②支援方針や目標の明確化、③チームでの共有化・役割分担などを行う。
- ・「地域ケア推進会議」において、これまでの個別の事例について検討する「地域ケア会議」から明らかになった地域課題の把握に努め、地域づくりや資源開発、さらには政策形成につながるような提案を行う。
- ・短期集中予防事業に特化した地域ケア会議を実施し、専門職、生活支援コーディネーター等多くの意見をもとに協議していく。

○その他

- ・各種在宅高齢者福祉サービスの利用につながるよう、申請等の支援を行い、在宅介護支援センターと連携した支援を行う。
- ・住宅改修支援、福祉用具購入支援を行う。

(4) 【在宅医療・介護連携推進事業】

(目的)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、医療機関と介護事業所等の多職種協働による関係者間の連携の深化を図る。

(内容)

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発エンディングノートを活用した市民啓発活動
 - ・三市在宅医療・介護連携推進事業実施検討会（年2回）
 - ・三市在宅医療・介護連携推進事業包括情報交換会（2か月に1回）

(5) 【生活支援体制整備事業】

(目的)

一人ひとりが自分らしく、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続ける「共生のまちづくり」を進める。

(内容)

基本的な取り組み

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・地域特性や高齢者の生活課題についての情報収集、情報発信
- ・住民主体の活動や多様な主体とのネットワークづくり、新たな取り組みづくり
- ・地域のニーズと取り組みのマッチング

令和5年度

- ・地域資源の情報収集や見える化、情報発信
- ・地域の会議等での情報収集・情報提供（協議体）
- ・各関係機関との会議等での地域資源の情報収集・情報提供
- ・ボランティア活動等住民主体の活動への後方支援
- ・ニーズと地域資源へのコーディネート
- ・短期集中予防事業のプログラムの卒業生への関わり
- ・行政担当との情報共有

(6) 【認知症総合支援事業】

○認知症初期集中支援推進事業

(目的)

認知症が心配される人や介護に困っている家族の情報を早期に把握し、在宅生活継続のための適切な医療・介護サービスにつながるよう支援する。

(内容)

南国病院の専門医と看護師、精神保健福祉士の専門職、認知症地域支援推進員の委嘱を受けている地域包括支援センター職員とで構成している認知症初期集中支援チームが、定期的にチーム員会を持ち、認知症の方やその家族に対して、初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

認知症初期集中支援チームについて、地域住民や企業など高齢者と接点のある所に対し、普及啓発活動を行う。

認知症カフェ、家族会や生活支援コーディネーター等と連携し、初期段階のケースの発掘に努める。

○認知症地域支援 ・ケア向上推進事業

(目的)

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活が継続できるよう本人やその家族の孤立を防ぐための働きかけや取り巻く地域住民への普及啓発を行う。

(内容)

- ・ 早期に認知症の相談につなぐことができるよう窓口の周知を図る。
- ・ 認知症について正しく理解するための認知症サポーター養成講座を実施し、普及啓発に努める。
- ・ 認知症地域支援推進員が、認知症家族会の活動を支援し、認知症カフェ「え・が・おの会」で相談支援を行う。
- ・ 認知症カフェの2箇所目の開設に向けて支援する。

(7) 【介護予防サービス計画作成事業】

(目的)

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、予防給付に関するマネジメント業務を行う。

(運営方針)

- ①利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- ④南国市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組の連携に努める。
- ⑤南国市地域包括支援センター運営協議会で適当と認めた指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援・介護予防マネジメントの一部を委託する。

(内容)

事業対象者、要支援1及び2と認定された方の介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを行う。
要支援に認定された方が、状態が悪化して要介護状態になることを予防するための支援に努める。

(8) 【ふれあい給食事業】

(目的)

高齢者等の地域における健康で自立した生活を継続させるため、栄養改善の必要な高齢者等に対して、地区社会福祉協議会が主体となり、独居高齢者の見回りを兼ねた給食、配食サービス、ヤクルト訪問を行い、ネットワーク形成を図るとともに、高齢者等の安否確認、地域交流のきっかけづくりを促進する。

(内容)

地区社会福祉協議会が主体となり、独居高齢者の見回りを兼ねた給食、配食サービス、ヤクルト訪問を行う。

・ ふれあい給食

上倉南部、久礼田、岡豊、国府、長岡東部、野田、大篠、稻生

・ ふれあい配食（特別養護老人ホーム土佐清風園調理月2回 南国市中央市民館職員配付）

長岡西部

- ・ヤクルト訪問
瓶岩、後免、岩村、日章、前浜、三和、十市、緑ヶ丘
- ・お菓子を新年に配付
上倉北部

(9) 【なんこくいきいきポイント事業】

(目的)

高齢者が行った健康づくり活動に対し、なんこくいきいきポイントを付与し、当該ポイントに応じて、ポイント交換品等と交換又は本人の希望する市内の介護保険施設、ボランティア団体等に寄附できる制度を設け、健康づくり活動への積極的な参加を促すことにより、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励するとともに、高齢者自身の自発的な介護予防を図り、高齢者が生き生きとした地域社会を作る。

(内容)

地域で活動しているいきいきサークルで、自ら行う介護予防運動「わかガエる体操」に参加することにより、1回につき25ポイントを付与(上限1,000ポイント)し、景品に交換ができる。

個人に対するいきいきポイントを廃止し、体操のマンネリ化予防、サークルへの新規利用者獲得に向けて、健康指導士の派遣をすることで地域コミュニティにつなぐ。

(10) 【フレイル予防事業】

(目的)

運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が通いの場等の身近な場所で健康づくりに参加し、現在の心身の状態に気づいてもらい、自分事としてフレイル予防に取り組む方が増えていくよう活動を展開していくことによって、疾病予防・重度化防止の促進を目指す。

(内容)

- ・フレイルサポーターを養成し、フレイル予防活動の広がりのため、ミーティングや勉強会を随時開催する。

- ・養成研修を修了したフレイルサポーターが地域の公民館等でのフレイルチェック活動を実施し、フレイル予防の重要性を呼びかける普及・啓発活動を実施する。